

## お知らせ

## ●社会保険の定時決定について

7月に行われた社会保険の標準報酬月額の時決定により、9月分以降の保険料については新しい標準報酬月額が適用されます。また、厚生年金保険料率は、平成16年から段階的に引き上げられていましたが、昨年からは、事業主・個人負担分併せて18.3%に据え置かれることになりました。

そのため、時決定によって標準報酬月額に変更のあった方は10月(当月控除の事業所は9月)に支払われる給与から控除する社会保険料額が変更となりますので、ご確認お願い致します。

## ●最低賃金の改定について

平成30年10月以降、地域別最低賃金が改定されます。支払った賃金が最低賃金未満の場合には、その差額の支払い義務が生じます。また罰則も定められていますのでご注意ください。主な地域の最低賃金改定予定額は以下の通りです。

都道府県	東京	神奈川	埼玉	千葉	茨城	群馬
最低賃金額	985円	983円	898円	895円	822円	809円
発効年月日	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	10月6日

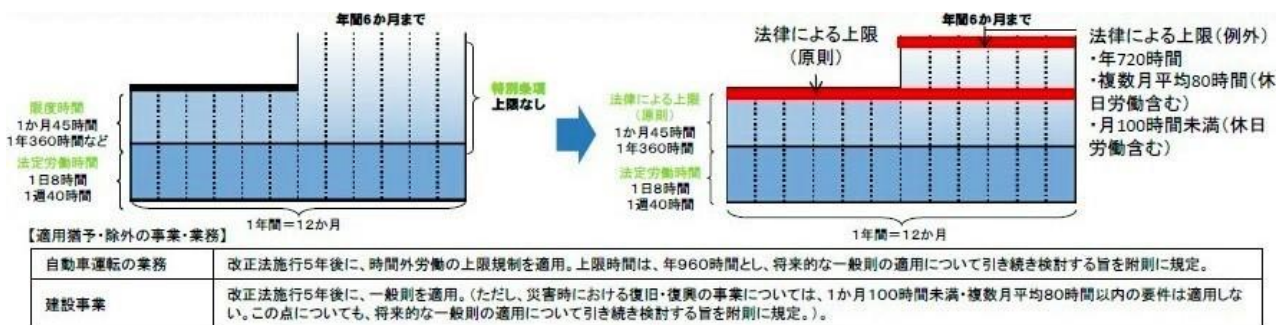
※最低賃金は、各事業場(地方営業所、工場等)所在地の金額が適用されます。

なお、最低賃金の引き上げに伴う時間給の変更は、月額変更の対象となりますので、その際はご連絡頂きますようお願い致します。

## ●働き方改革関連法について

本年6月29日に成立・可決した「働き方改革関連法」のうち、長時間労働の上限規制の導入についてお伝え致します。下図のように、今までは、特別条項付きの36協定を結んだ時、年間6ヶ月以内の残業、休日労働に関して延長時間の上限が無く、実質的に経営者の判断次第で無制限に決めることができました。

本制度の施行後は、「年720時間」、休日労働を含めて「月100時間未満」、「複数月(2~6ヶ月)平均で月80時間未満」が限度となります。



同制度の施行日は、大企業が2019年4月1日、中小企業が2020年4月1日となっています。

以上の内容および給与・賞与計算に関するお問合せやご相談は

吉田宏司事務所(03-3274-0656 [y-jimusho@fukusikyokai.com](mailto:y-jimusho@fukusikyokai.com))までご連絡ください。